

旭川市教育大綱

(改訂版)

令和元年（2019年）8月

旭川市

1 策定の趣旨

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

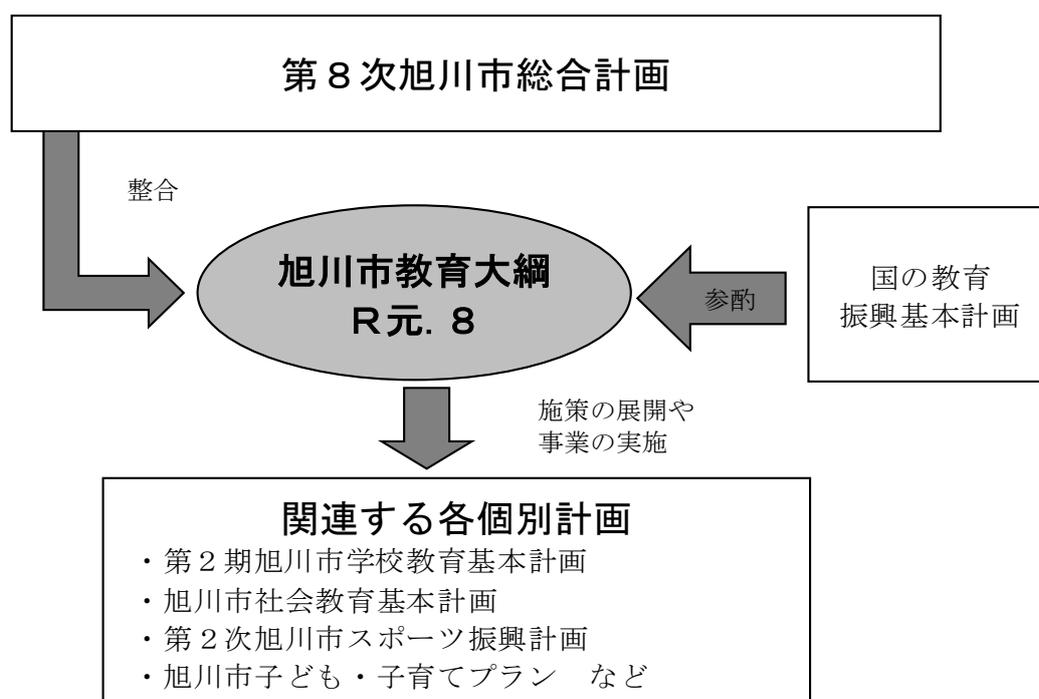
この法改正については、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携強化を図るなど、地方教育行政制度の改革を行うことを趣旨としております。また、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画を参酌して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

旭川市教育大綱（以下「教育大綱」という。）は、法改正に基づき、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の総合的な推進を図るため、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において、協議、調整した上で策定しました。

2 大綱と個別計画との関係

教育大綱は、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、「第8次旭川市総合計画」と整合を図りながら、重点的に取り組む目標や施策の根本となる方針を示したものです。

具体的な施策の展開や事業の実施に当たっては、「第2期旭川市学校教育基本計画」や「旭川市社会教育基本計画」など、各個別計画に基づき取組を推進します。



3 大綱の期間

教育大綱の計画期間は、第8次旭川市総合計画の期間との整合を図るため、令和元年度（2019年度）から令和9年度（2027年度）までの9年間とします。ただし、国の教育振興基本計画の変更等があった場合には、その都度、改訂の必要性を検討します。

4 大綱の体系

現在、私たちを取り巻く社会は、人口減少・少子高齢化の進行や経済のグローバル化、情報化社会の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、大きく変化しています。

こういった社会の著しい変化は、教育に対しても様々な影響を与えており、家庭や地域の教育力の低下やいじめ、不登校への対応、市民の学習ニーズにどう対応するかなど、多くの課題への対応が求められています。

こうした課題に対応し、全ての市民が心豊かに暮らしていくためには、将来を担う子どもや若者が、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、力強く未来を切り拓いていく人材へと成長するとともに、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことができる環境づくりに努め、教育がまちの魅力向上につながることなど、教育の果たす役割がこれまで以上に重要となります。

本市といたしましては、教育は未来を担う人材を育成する基盤であるとの認識に立ち、教育大綱の基本方針を「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」としました。

また、基本方針を実現するために、3つの基本目標と8つの重点的に取り組む施策を掲げ、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の総合的な推進を図ります。

基本方針 「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」

基本目標 1 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育を推進します。

施策 1 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進

施策 2 安全・安心な教育環境の整備

施策 3 家庭や地域とともに豊かな学びを創造する学校づくりの推進

基本目標 2 子どもの成長を支える環境づくりを推進します。

施策 1 子どもや家庭に対する相談支援の充実

施策 2 子どもが健やかに育つ環境の充実

基本目標 3 文化やスポーツに親しみ、学びを深める環境づくりを推進します。

施策 1 生涯を通じた学びの振興

施策 2 個性豊かな文化の振興

施策 3 スポーツ・レクリエーションの振興

基本目標 1 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育を推進します。

施策 1 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進

全ての子どもたちが変化の激しいこれからの社会を主体的、創造的に生きていき、生涯にわたって幸福で充実した生活を営むためには、学習の基盤となる資質や能力を育成するとともに、心身ともに健康な生活を送るための基礎を培い、子どもたちに「生きる力」と、夢や志を持ち、自己の可能性に挑戦する力を育むことが必要です。

このため、小学校における少人数学級の推進など、きめ細かな指導体制を拡充し、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成、自ら学びに向かう力・人間性等の涵養のバランスを重視しながら、外国語教育や情報教育など新しい時代に対応した教育を推進し、確かな学力を育成するとともに、道徳教育、読書活動、運動に親しむ活動やいじめ等への対応などを充実し、豊かな心と健やかな体を育成します。

また、子どもたちの多様性に配慮するとともに、教育上特別な支援が必要な子どもたちのニーズに対応し、多様な個性を伸ばす教育を推進します。このほか、企業や関係団体と連携し、職場実習や就労についての支援を行います。

さらに、旭川で育った子どもたちが将来にわたって旭川に愛着を持って暮らすためにも、本市の自然、文化、歴史やまちづくりを子どもたちに伝えることなどにより、郷土愛を育むほか、地域の若者の進学先の幅を広げるとともに、地域社会に貢献し、世界にも通用する人材を育む高等教育機関の検討を進めます。

施策2 安全・安心な教育環境の整備

今後の少子化の進行を踏まえながら、適正な学校規模で教育活動を行えるよう、教育環境を整備する必要があります。

また、老朽化が進む学校などの教育施設等については、計画的に改築などの整備を継続するほか、各種安全対策を進めていくことが必要です。

このため、旭川市立小・中学校適正配置計画に基づき、保護者等の理解を得ながら学校規模の適正化を推進するとともに、学校などの教育施設等の計画的な維持・更新及び耐震化を行います。

また、学校などの教育施設等において、火災や水害、地震などが発生したことを想定した防災訓練を推進するほか、子どもたちを事故や犯罪から守るために、関係機関や地域と連携し、通学路における必要な安全対策を推進するとともに、情報技術の進展に伴う新たな事件、事故等の防止に取り組みます。

施策3 家庭や地域とともに豊かな学びを創造する学校づくりの推進

近年、核家族化、少子高齢化や地域の結び付きの希薄化などの社会の変化等により、児童生徒に関わる課題が多様化・複雑化する中、教育を通じ長期的な見通しを持って社会の持続的な発展を目指すことが重要であることから、学校と家庭・地域が連携、協働し、地域全体で子どもたちを育てていくことが必要です。

このため、引き続き、小中学校9年間を見通した小中連携・一貫教育に取り組むとともに、小中学校間の連携をベースとし、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら学校と家庭・地域が協働するコミュニティ・スクールにより、地域の教育力を効果的に活用するなど、子どもたちに豊かな学びを提供

する教育を推進します。

また、社会情勢等の変化や今日的な教育課題に的確に対応できるよう、指導力等の向上を図る各種研修の実施など、教職員の資質能力をより一層高める取組を行うとともに、児童生徒への教育の質を高めることができるよう、教職員の働き方改革などを通じて教職員が誇りや情熱、やりがいを持ち、心身ともに健康で子どもたちと向き合うための環境づくりを推進します。

基本目標 2 子どもの成長を支える環境づくりを推進します。

施策 1 子どもや家庭に対する相談支援の充実

子育てや教育に関する相談は多様化、深刻化していることや、件数も増加傾向にあることから、子どもや家庭の状況に応じて相談を受けられる体制を整えるなどの取組が必要です。

このため、子育てや教育に関する各種相談窓口や機能の集約化、専門性を有する人材の配置等を行うとともに、関係機関や地域との連携なども行いながら、子どもたちの将来を見据えた支援を行います。

また、保護者に対して、家庭教育の重要性や子どもの成長についての理解を促進し、子どもが健やかに成長できる家庭環境づくりを推進します。

施策 2 子どもが健やかに育つ環境の充実

人口減少・少子高齢化が更に進行することが見込まれる中、次代を担う子どもを安心して育てることができる環境を整えていくことが重要です。

このため、教育機会の均等を確保するため、経済的な理由などにより就学が困難な児童生徒に就学費用に係る助成を行うなどの支援を行います。

また、子どもに多様な経験や学びの機会を提供するため、保育・教育環境の整備や放課後の居場所づくりの充実を図ります。

基本目標3 文化やスポーツに親しみ、学びを深める環境づくりを推進します。

施策1 生涯を通じた学びの振興

市民の生涯を通じた知識や能力の向上，生きがいの創出，郷土への愛着，心豊かな暮らしの充実を図るためには，多様な学習機会の提供や，学びの成果を生かせる環境整備が必要です。

このため，主体的な学習活動の推進や，市民ニーズに対応した社会教育施設の機能の在り方を検討するなど，市民の学びを支える環境づくりを推進します。

また，市民が互いに学び合えるよう，幅広い世代に向けて担い手の育成を進め，各種施策の連携やネットワークの構築を進めながら，学びの成果を地域に生かすことができる仕組みづくり，学びを通じた地域への愛着と関心を深めるとともに，地域の教育力の向上に取り組みます。

施策2 個性豊かな文化の振興

文化芸術は，感性を豊かにし，暮らしに潤いと安らぎをもたらすとともに，人々に感動や生きる力を与えるものです。また，活発な文化芸術活動は，地域への愛着と誇りを育み，活力ある地域社会の形成に役立つものです。

このため，文化芸術活動への支援や文化芸術に接する機会の充実，関連施設の機能充実などを行いながら，本市ならではの文化の特色や北国らしさなどの特長を生かした，多様で個性豊かな文化の振興を図ります。

また，アイヌ文化や郷土芸能など，地域の文化の保存や伝承に努めるとともに，それらの活用や魅力の発信等を進めるなど，郷土愛を育む取組も推進

します。

施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションは、楽しみや健康づくり、仲間や地域との交流のほか、他者との競争や自己の目標達成など、その特性や目的によって生涯を通じて取り組むことができるものであり、市民の健康で心豊かな生活の実現に貢献するものです。

このため、行政や地域、各種スポーツ・レクリエーション団体、民間クラブなどが相互に連携、協働を図りながら、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ環境を整備するとともに、スポーツ合宿や大会の誘致、市民活動の支援等を進め、スポーツに取り組む機会の充実と意識の醸成を図ります。

5 大綱の推進

教育大綱を計画的に推進していくためには、施策ごとに進捗状況を確認し、必要に応じて事業の見直しや改善を行うことが必要です。

このため、総合教育会議において、施策ごとの進捗状況の把握に努め、その結果を共有し、より効果的、効率的に事業を推進するため、協議していきます。

問 合 せ 先

旭川市総合政策部政策調整課
〒070-8525 旭川市6条通9丁目
TEL 0166-25-5358